

都市公園における自動販売機設置の提案募集要項

つくばみらい市では、都市公園内において自動販売機の設置及び管理運営を行う自動販売機設置事業者(以下、「設置事業者」という。)を決定するための提案募集を行います。

都市公園に設置する自動販売機は、都市公園法第2条第2項第7号で定められている「売店」に該当します。都市公園法第5条第1項では、公園管理者である市以外の者が売店を設ける場合は市の許可（設置許可）を受けることになっており、本募集では、つくばみらい市が設定する最低使用料以上（年額）で最も高い使用料を提案した者を設置許可申請候補者として決定します。

この募集に参加される方は、本要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

1 募集事項

(1) 募 集 案 件	別紙募集案件一覧のとおり5件の都市公園（7台分）とする。
(2) 募集参加申請書 提 出 場 所	〒300-2492 つくばみらい市加藤237番地 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 都市計画課 令和8年9月8日（火曜日）午後5時必着
(3) 提案書提出期日	(2) 募集参加申請書提出場所と同じ場所とする 令和8年9月15日（火曜日）午後5時必着
(4) 審 査 日 ・ 場 所	令和8年9月16日（水曜日）午前9時 つくばみらい市加藤237番地 つくばみらい市役所 谷和原庁舎 2階 第3会議室
(5) 最 低 提 案 額	12,000円/1台（年額）
(6) 自動販売機設置期間	令和8年10月1日から令和13年9月30日まで （5年0ヶ月） ※原則期間延長は無しとする。
(7) 備 考	提案書には7台分を平均した1台の年額を記入すること。

2 参加資格

応募する者は次に掲げるすべての条件を満たすこと。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ②自動販売機の設置業務について3年以上の実績を有している者であること。

- ③国税、都道府県税及び市町村民税を滞納していないこと。
- ④法令等の規定により販売について許認可等を要する場合は、許認可等の許可を有していること。
- ⑤公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者でないこと。
- ⑥つくばみらい市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第1号又は第3号に規定するものでないこと。
- ⑦無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

3 募集参加申請

募集に参加を希望する者（以下、「募集参加事業者」という。）は、募集参加申請に係る書類を3（2）の場所に提出し、募集参加資格を有することを証明しなければならない。

（1）申請期間

令和8年8月25日（火曜日）から令和8年9月8日（火曜日）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日（以下、「休日」という。）を除く毎日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間を除く）

（2）申請場所

〒300-2492

つくばみらい市加藤237番地

つくばみらい市役所 谷和原庁舎 都市建設部 都市計画課

公園係 吉田・白石

電話：0297-58-2111（内線 5104）

FAX番号：0297-52-6024

（3）申請書類（提出各1部）

	提出書類	法人	個人
①	募集参加申請書	○	○
②	身分証明（市町村発行のもの）写し可		○
③	誓約書	○	○
④	商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）写し可	○	
⑤	確定申告書 写し可		○
⑥	国税、都道府県税及び市税の未納がないことの証明書 写し可	○	○
⑦	委任状（提案及び請求を支店・営業所に委任する場合に提出）	○	
⑧	設置する自動販売機のカatalog 写し可	○	○
⑨	販売する品目一覧表（任意様式とする）	○	○
⑩	販売に係る許認可等の許可証 写し可	○	○

⑪	募集公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運 する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績の わかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用 許可書等、民間設置の場合は契約書等） 写し可	○	○
---	---	---	---

※②、④、⑥については、直近3ヶ月以内のものとする。

※②、④、⑥、⑧、⑩、⑪については、写しも可とする。

（４）申請方法

申請期間内に、申請に必要な書類を申請場所に郵送又は持参すること、電話及びフ
ァクシミリによる受付は行わない。

4 質問書の提出、募集参加資格の確認、提案書の提出

（１）質問書の提出

質問書の提出については、令和8年9月1日（火曜日）午後5時までに申請場所
に郵送又はFAXすること。なお、質問書を提出した際は、市担当に連絡すること。
また、質問書回答は、令和8年9月3日（木曜日）までにつくばみらい市ホ
ームページに掲載する。

（２）募集参加資格確認通知の発送

市は、上記3（3）の申請書類により募集参加資格の有無を確認し、令和8
年9月9日（水曜日）に、申請者あてに募集参加資格の結果を通知（郵送）
する。

（３）提案書の提出

募集参加資格を有する法人・個人事業者は提案書を令和8年9月15日（月
曜日）午後5時までに封をして申請場所に郵送又は持参すること（必着）
なお、当該結果の通知後であっても、不正等が判明した場合には募集参加資
格を取り消す。

5 留意事項

（１）設置事業者決定方法

最低提案金額以上の提案金額で最高額を提案した者を設置事業者とする。
ただし、最高額で提案した者が辞退した場合及び設置事業者の決定を取り消し
た場合は、次点の者を設置事業者とする。
最高額で提案をした者が複数名いる場合は、くじ引きで順位を決定するものと
する。

（２）設置事業者決定の連絡通知

設置事業者の決定については、令和8年9月16日（水曜日）午後5時までにつ
くばみらい市ホームページに掲載する。

（３）使用料の納入

設置事業者となった者は、市の発行する納入通知書により、納入通知書の期限
までに使用料を市へ納入すること。なお、初年度の使用料については、設置許可
事業者の提案額を日割り計算した6ヶ月分とし、100円未満については切り上
げとする。

使用料の納入が遅延したときは、その間自動販売機営業停止の措置をとる。

(4) 商品管理・維持管理責任

- ①商品管理に万全を期すこと。特に不良品点検（賞味期限切れ等）は厳しく管理すること。
- ②商品等の搬出入時は制服及び名札を着用し、通常は公園所定の出入口から行うこと。
- ③適宜商品を補充し、売切れ及び釣銭切れが生じないようにすること。利用者等より報告があった場合には遅滞なく補充すること。

(5) 必要経費の負担

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。また、自動販売機の運転に必要な電気料は、設置事業者の負担とする。

公園施設から電源を取る場合、電気使用量の算出に当たっては、設置事業者の負担において子メーター（計量法に基づく検定または基準適合検査に合格したもので、有効期限内のもの）を設置し、安易な取りはずれや転落防止策を施すなど安全な設置にすること。また、子メーターの設置にかかる一切の費用は設置事業者の負担とする。

(6) 自動販売機に係る使用電気量の報告、及び電気料の徴収

設置事業者は、各年度の9月末、3月末時点における当該自動販売機に取り付けた子メーターの表示を写真等で写し、書面により市へ報告するものとする。市は設置事業者からの報告をもとに電気料を算出し、設置事業者に対して請求するものとする（設置事業者が自動販売機に係る電気について電力会社と供給契約を締結し、当該電気の使用量を直接電力会社に支払う場合はこの限りではない）。電気料算定方法は次のとおりとする。

【計算式】計算式は「（電気料単価＋燃料調整費＋再生可能エネルギー発電賦課金）×電気使用量」とし、電気料単価・燃料調整費・再生可能エネルギー発電賦課金については、請求する6ヶ月間の平均を採用する。なお、100円未満の端数については切り上げで計算し、半年に一度請求を行います。

(7) 設置条件

設置条件については、別紙「都市公園における自動販売機の設置条件」を参照すること。

(8) その他

- ①市又は設置事業者が自動販売機の破損等の異常を発見したときは直ちに相互に通報すること。
- ②設置事業者は自動販売機の異常が発見されたときは速やかに解決のための人員を派遣すること。
- ③自動販売機の稼動は搭載機能を最大限生かし、節電に心がけること。
- ④自動販売機設置公園内では市の指示に従うこと。
- ⑤日常的な確認及び納付関係は施設管理者が行うものとする。
- ⑥設置事業者が自動販売機の機種（型式）の種類を変更しようとするときは、市と協議し決定すること。
- ⑦設置事業者は、販売品目をメーカー希望小売価格より高い価格で販売しないこと。また、販売価格帯を新設又は変更しようとするときは、両者事前協議し決定すること。
- ⑧設置事業者は、自動販売機を設置する権利を第三者に譲渡し、又は転貸して

はならない。

6 自動販売機の仕様（募集参加申請時にカタログ等仕様書を提出）

（１）自動販売機

設置する自動販売機は、飲料水自動販売機（缶、ペットボトル、紙パック）とし、酒類、煙草の販売を行わないこと。中古台も可とする。

（２）使用可能な硬貨及び紙幣

１０円、５０円、１００円、５００円硬貨及び、１，０００円紙幣が使用でき、５００円硬貨は新旧硬貨に対応できるものであること。また、１，０００円紙幣は新旧紙幣に対応できるものであること。

（３）決裁方法

電子マネーやＱＲコード決裁等、多様なキャッシュレス決裁に対応できるよう努めること。

（４）景観配慮

デザインや外観については、設置場所が公園施設であることを考慮し、市と協議の上、華美な広告や装飾を控えるなど、周辺環境及び建築意匠に配慮した機器を設置すること。

（５）ユニバーサルデザイン

低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取出口、硬貨を一度に投入することのできる一括投入口、商品取出口や硬貨投入口への点字表示など、年齢や性別、障害の有無等を問わず、誰にでも使いやすいよう可能な限り工夫された機器を設置すること。

（６）環境対策

自動販売機の設置による環境負荷の軽減のため、冷媒や断熱材発泡剤にオゾン層を破壊する物質及び代替フロンが使用されていない機器を設置すること。また、消費電力の削減のため、学習省エネ機能や部分冷却加温システム、ヒートポンプ機能、ピークカット機能、ピークシフト機能、照明の自動点滅・減光機能などの省エネルギー機能を搭載した機器など可能な限り最新の省エネ機器を設置すること。

（７）窃盗被害防止対策

防犯対策のため、偽造通貨（紙幣）の使用による犯罪の防止策が行われている自動販売機を設置すること。また、自動販売機堅牢化基準（日本自動販売機工業会）等を参考とし、犯罪防止に努めること。

（８）転倒防止等対策

自動販売機の設置にあたっては、転倒防止など、安全に配慮すること。また、自動販売機設置後、定期的に安全面に問題がないか確認すること。

7 許可申請の手続き

設置事業者は、つくばみらい市が指定する期日までに毎年度「都市公園設置許可申請書」を提出すること。

8 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消す。

- ① 正当な理由なくして、つくばみらい市が指定する日までに都市公園施設設置許可申請書が提出されなかった場合。
- ② 設置事業者が募集参加資格を失った場合。
- ③ 設置事業者が募集参加資格を有していないことが判明した場合。
- ④ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないとつくばみらい市が判断した場合。

9 許可の取消し

次のいずれかに該当する場合は、許可を取り消す。

- ① 許可期間中に、つくばみらい市又は国、茨城県、他の地方公共団体等が公用又は公共用に供するためこの都市公園施設を必要とするとき。
- ② 申請書又は関係書類に虚偽の事項を記載していたことが明らかになったとき。
- ③ 著しく社会的信用を損なう行為等により、設置事業者として相応しくないとつくばみらい市が判断したとき。
- ④ 「都市公園における自動販売機の設置条件」に定める義務を履行しないとき。

10 問い合わせ先

〒300-2492

茨城県つくばみらい市加藤237番地

つくばみらい市役所 谷和原庁舎 1階

都市建設部 都市計画課 公園係 吉田・白石

電話番号 0297-58-2111（内線：5104）

FAX番号 0297-52-6024

募集参加申請書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

(〒 ー)

住所又は所在地

氏名又は名称（法人名）

及び代表者名

担当者氏名

電話番号

メールアドレス

募集要項の各条項を承知の上、都市公園における自動販売機設置の提案に係る募集に参加したいので、次のとおり必要書類を添えて申請します。

添付書類（提出する書類に○をつけること）

- () ①募集参加申請書
- () ②身分証明（市町村発行のもの） 写し可
- () ③誓約書
- () ④商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書） 写し可
- () ⑤確定申告書 写し可
- () ⑥国税、都道府県税及び市税の未納がないことの証明書 写し可
- () ⑦委任状（提案及び請求を支店・営業所に委任する場合に提出）
- () ⑧設置する自動販売機のカatalog 写し可
(最大電力、定格電力、寸法、付属品、メーターを付けるものにあってはメーターの仕様、回収ボックスの仕様・寸法等が明記されたもの。物件ごとに提出。ただし、他の物件と同じものを設置する場合は、その旨を通知することで免除)
- () ⑨販売する品目一覧表（任意様式とする）
- () ⑩販売に係る許認可等の許可証 写し可
- () ⑪募集公告の日から過去3年以内に、自らが管理・運する自動販売機（清涼飲料水等）を設置した実績のわかるもの（官公庁に設置した場合は行政財産使用許可書等、民間設置の場合は契約書等） 写し可

誓 約 書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所
(所在地)

㊞

氏 名
(名称及び代表者名)

つくばみらい市が実施する都市公園における自動販売機設置の提案募集への参加申請にあたって、次の事項を誓約します。

記

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者に該当しません。
- (2) つくばみらい市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 6 号）第 2 条第 1 号又は第 3 号に規定するものに該当しません。
- (3) 無差別大量殺人行為を行なった団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当しません。
- (4) 自動販売機設置提案の参加にあたっては、募集要項の内容を承知したうえで参加します。
- (5) 当社及び代表者における租税公課に一切の未納がありません。
- (6) この誓約が虚偽であること及びこの誓約に反したことによる提案の無効又は契約の解除により当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申立てません。

貴市発注の提案に関し、事前に談合・不正行為及びこれらの疑いを持たれるような行為を絶対にしないことを誓約します。

委 任 状

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

(委任者)
所在地

商号・名称

代表者職氏名

⑩

私は、次の者を代理人と定め、都市公園における自動販売機設置の提案募集に対する下記の権限を委任します。

(受任者)
所在地

商号・名称

職氏名

⑩

記

(委任事項)

- 1 自動販売機設置の提案に関する件
- 2 代金の請求及び受領に関する件
- 3 提案における代理人選任に関する件
- 4 その他、上記各号に付帯する件

提 案 書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

提 案 者

住 所

事 業 者 名

㊞

代 表 者

都市公園における自動販売機設置の提案募集要項の条件を守り、次のとおり使用料を提案します。

		億	千	百	十	万	千	百	十	円
提 案 金 額	金									

- 注 1 提案金額の前に¥マークを記入すること。
- 注 2 提案書には7台分を平均した1台の年額を記入すること。
- 注 3 封筒に封をして、提出すること。

質 問 書

令和 年 月 日

つくばみらい市長 様

住 所

(所在地)

氏 名

(名称及び代表者名)

担当者氏名

電話番号

都市公園における自動販売機設置の提案募集について、下記のとおり質問します。

記

○質問事項